

熱海市個人情報保護条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月20日

熱海市長 齊藤 栄

熱海市条例第17号

熱海市個人情報保護条例等の一部を改正する条例

(熱海市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 熱海市個人情報保護条例（平成10年熱海市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第36条の2中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

(熱海市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第2条 熱海市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成28年熱海市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

(熱海市手数料徴収条例の一部改正)

第3条 熱海市手数料徴収条例（平成12年熱海市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1中14の項を削り、15の項を14の項とし、16の項から37の項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。